

# 一般・産業廃棄物処理料金表(税別)

令和2年4月1日

## ゆめ環境 野坂建設株式会社

〒811-4342 遠賀郡遠賀町尾崎1712-45

工場: TEL(093)293-2791 FAX(093)293-3466

本社: TEL(093)701-5216 FAX(093)701-5266

支店: TEL(093)202-2118 FAX(093)202-2116

産業廃棄物処分業 許可番号 第04020058381号

産業廃棄物処理施設 許可番号 第608号

一般廃棄物処理業 許可番号 第7号

一般廃棄物処理施設 許可番号 第79号

| 区分    | 種類                       | 形状寸法                          | 単位 | 料金  | 注意事項   | 処分方法                    |
|-------|--------------------------|-------------------------------|----|-----|--|-------------------------|
| 産業廃棄物 | 木くず<br>解体材<br>型枠<br>パレット | 柱・梁<br>タルキ<br>胴縁<br>バシ板<br>型枠 | kg | 12円 | ○電線・アスファルト・ルーフィング・クッションフロア材・耐火材・その他塩素系物質の混入厳禁。<br>○アンカーボルト・カスガイ等は撤去のこと。<br>※混載の場合、処理料金の高い方で引き取ります。 | 破碎<br>発電用燃料として<br>リサイクル |
|       | マクラ木<br>電柱               |                               | kg | 25円 | ○搬入前に検査をさせていただきます。   |                         |
|       | 焼け木                      |                               | kg | 20円 | ○事前にご連絡下さい。  |                         |
| 一般廃棄物 | 草                        |                               | kg | 21円 | ○空缶・ビニール袋等の混入厳禁。<br>○解体木くずとの混載厳禁。<br>○小さな樹木の根株も切除のこと。<br>○夾竹桃の混入厳禁。                                | 破碎<br>堆肥としてリサイクル        |
|       | 樹木の<br>小枝                | 直径<br>10cm未満                  | kg | 15円 |  |                         |
|       | 樹木                       | 直径<br>10cm以上                  | kg | 18円 | ○根株は切除。<br>○空缶・ビニール袋等の混入厳禁。<br>○解体木くずとの混載厳禁。<br>※直径の大小混載の場合、処理料金の高い方で申し受けます。                       | 破碎<br>発電用燃料として<br>リサイクル |
|       | 竹                        |                               | kg | 18円 | ○竹の搬入は混載厳禁。  |                         |
|       | 根株                       |                               | kg | 24円 | ○土砂・石の除去。(混入の場合受け取れません)<br>○竹の根株は受入不可  |                         |

《受入時間》 ○ 8:00~17:00 (昼休み12:00~13:00 ※受付は13時からとなります)

《定休日》 ○ 日曜・祭日

※盆・正月等の休暇及び、機械メンテナンス日は事前にお知らせいたします。

《お願い》 ○ 排出事業者と処分業者との間で産業廃棄物処分基本委託契約書の締結が義務付けられております。

○ マニフェスト(産業廃棄物管理票)で処理いたしますので、受入時には必ず御用意下さい。

※マニフェストをお持ちで無い場合は、搬入受付にて1部50円で販売しております。

○ 大量の搬入予定は、ご連絡をお願い致します。

※注意事項違反の場合は双方協議の上、別途分別及び処理代を頂く事となります。

※重大な違反は引き取りを願うこととなります。

※分別処理は法律で義務付けられています。

◎正しい処分法で地球の環境を守りましょう。